

情 個 審 答 申 第 6 号

令和8年（2026年）7月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年（2026年）3月10日付け、南総企発第651号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の土地の用地買収に関する境界立会いに際して、審査請求人が土地家屋調査士に対して、どのような信頼関係を損なう言動があったか具体的に記載した関係書類の文書等不開示（不存在）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示決定は、結論として妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）9月20日、実施機関は、審査請求人その他の関係者と、特定の土地についての用地買収に係る境界立会いを実施したが、不調に終わった。
- 2 同年11月1日、実施機関は、審査請求人に対し、「公共嘱託登記の委託先である土地家屋調査士に対して信頼関係を損なう言動があり、土地家屋調査士協会の協力を得ることも困難となったため」「今後は用地買収に向けた交渉は行いません。」とする通知（以下「本件通知」という。）を送付した。
- 3 令和7年（2025年）6月6日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、特定の土地の用地買収に関する境界立会いに際して、審査請求人が土地家屋調査士に対して、どのような信頼関係を損なう言動があったか具体的に記載した関係書類（以下「本件文書」という。）及び実施機関が合意書を作成した経緯等を記載した関係書類の開示請求をした。
- 4 同月26日、実施機関は、これに対して、本件文書の不存在を理由とする文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）及び合意書を作成した経緯等を記載した関係書類の文書等開示（全部開示）決定を行った。
- 5 同月30日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 実施機関は審査請求人に対し、令和6年（2024年）11月1日付けで「信頼関係を損なう言動があり、今後は用地買収に向けた交渉は行いません。」との公文書を送り付けたが、同年9月20日に信頼関係を損なう言動の具体的な回答を求めても、私を追い返した。これまで6回、この件について回答を文書で求めているが一切回答をしない。このことは、「説明責任の放棄」であり、条例第5条、熊本市自治基本条例第20条、第21条、第22条に違反しているのに、なぜ回答しないのか。
- (2) 「信頼関係を損なう言動があった。」との熊本市としての結論に至った経緯の書類、並びに文書で回答すると言って嘘を付いたのか回答文書の提出を求める。

- (3) 境界立会いから本件通知の発出まで、結論が出るのに42日間も要しているが、このような重大な回答について、本庁や法制課、弁護士との打ち合わせを口頭だけで行ったのか。
- (4) 今回の開示で、関係文書が存在しないということは、所長や課長の一存で決定したのか。このような案件は、上司（区長、部長等）まで報告し、その決裁等の文書は必ずあるはずである。
- (5) 熊本市は「用地交渉しない」とする本件通知を公文書として申請人に発出したにもかかわらず、その意思決定に至る検討資料も決裁文書も他の文書も存在しないというのは、公文書管理法第4条及び第5条、行政手続法第12条及び第13条、地方自治法第2条及び第149条、熊本市公文書管理条例第5条及び第6条、条例第5条及び第7条に違反する。市民に対して、意思決定に至る文書もなく本件通知だけが存在するというのは、行政手続として極めて不適正で、それを公文書で通知するのは虚偽公文書作成等罪である。上記の法令及び条例についてそれぞれ回答を求める。

2 実施機関の主張

審査請求人は、「どのような信頼関係を損なう言動があったか具体的に記載した関係書類全て」の開示を求めているものの、そのような記載のある文書は存在しないため、不開示決定を行ったものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 本件開示請求において、実施機関は、本件文書の不存在を理由とする文書等不開示決定を行い、審査請求人は本件文書の開示を求めているものと解されるところ、条例第9条の規定により存否応答拒否をすべきであったかが問題となることから、以下、この点について検討する。
- (2) 条例第9条は「文書等の存否について回答することにより、第7条の規定により保護される利益が開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、その存否を明らかにしない」と規定している。

(3) 本件についてみると、審査請求人が開示を求めている本件文書は、これが仮に存在するとすれば、これに含まれる氏名、住所及びその他の記述等により、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号の規定により不開示となるものである。

そして、本件開示請求に対して、これを理由に文書等不開示決定をしたとすれば、本件文書の存在が明らかになり、審査請求人が特定の土地の用地買収に関する境界立会いに際して、土地家屋調査士に対して信頼関係を損なう言動があったという事実が知られてしまい、同号の規定により保護されるべき個人のプライバシーが、本件文書が開示された場合と同様に害されることになる。

したがって、本件文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号の不開示情報を開示することになるため、本来、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきであったと認められる。

しかし、実施機関は、文書が存在しないためとして既に不開示決定を行っている。

このような場合においては、原処分を取り消して改めて同条の規定を適用する意義は乏しいことから、本件文書について不開示としたことは、結論において妥当である。

なお、条例に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、本人の自己に関する情報の開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかなどは考慮されないものである。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 8 年（2 0 2 6 年） 3 月 1 1 日	熊本市長から諮問（令和 8 年（2 0 2 6 年）3 月 1 0 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 4 月 2 4 日	諮問の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 5 月 8 日	諮問の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 5 月 2 2 日	諮問の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 6 月 5 日	答申案の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 6 月 1 9 日	答申案の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 3 日	答申案の審議を行った。